

四国デスティネーションキャンペーンロゴマーク規約

四国デスティネーションキャンペーンのキャッチフレーズ「しあわせぐるり、しこくるり。」を四国内外に広め、四国の認知度を高めることを目的に、民間企業等がロゴマークを使用する場合の取扱いに監視、必要な事項を定める。

1 使用の手続き

ロゴマークを使用する場合は、ホームページ上の使用届に必要な事項を入力の上、送信してください。

2 使用料

ロゴマークの使用料は無料です。

3 使用条件及び申請について

ロゴマークの使用にあたっては、次の条件を遵守し、適正に使用してください。

- ①ロゴマークの使用については、四国ツーリズム創造機構（以下、当機構）ホームページ内にある四国デスティネーションキャンペーン専用ページから、使用申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、当機構宛申請してください。
- ②当機構より承認を受けたら、ロゴマークをダウンロードし、縦横同比率による拡大及び縮小を行ったうえで使用してください。
- ③ロゴマークの使用にあたり、デザインの変更は認めません。
- ④ロゴマークを使用した現物3点または写真を提出してください。提出された使用物・写真は返却いたしません。なお、使用物・写真は四国の観光PRのため、四国ツーリズム創造機構ホームページ内、四国デスティネーションキャンペーン専用ページや広報物に掲載する場合があります。

4 使用の禁止

- (1) 次に掲げる場合に該当すると認めるときは、使用を禁止することがあります。その場合は、直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行ってください。
- ①四国ツーリズム創造機構及び四国4県が行う観光キャンペーンの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる場合
 - ②特定の政治活動や宗教活動に使用している場合、又はその活動を支援しているような誤解を与える場合
 - ③ロゴマークを正しい使用方法に従って使用していない場合
 - ④事業所等が自己のロゴマーク、商標又は意匠として使用している場合
 - ⑤法令又は公序良俗に反していると認められる場合
 - ⑥その他、四国ツーリズム創造機構によって不相当と認められる場合
- (2) 使用者が前項の規定により使用を禁止されたことによって損失を被ることも、四国ツーリズム創造機構はその補償の責めを負いません。

5 使用者の責務

ロゴマークが表示されたものに関する事故又は補償が発生した場合、一切の責任はロゴマークの使用者に帰すものとし、ロゴマークの使用者は誠意を持って必要な措置を講じなければなりません。